

新婚生活を応援します！

東金市は、結婚に伴う新生活を応援するため、新居の住居費や引越費用などを補助します。



婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下の場合

上限 **30** 万円

婚姻日時点で夫婦ともに29歳以下の場合

上限 **60** 万円

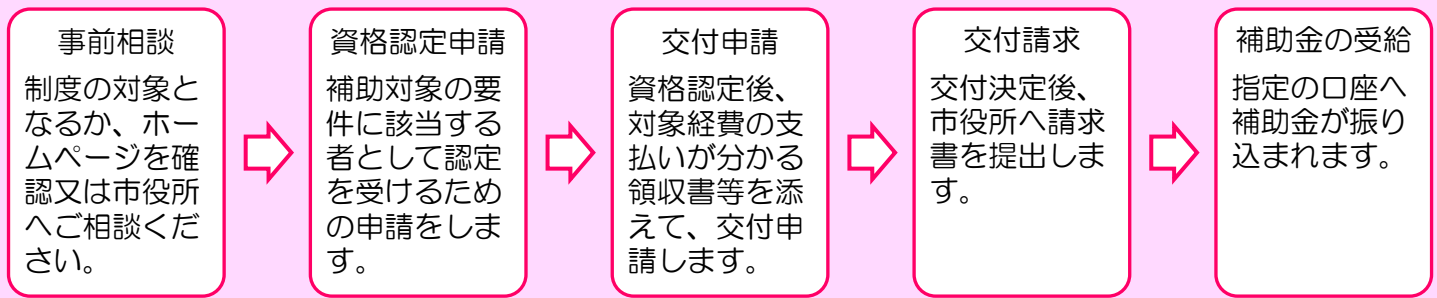
対象要件（世帯）

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦であること
- ・婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること
- ・夫婦の令和5年中（6月までに資格認定申請する場合は令和4年中）の所得合算が500万円未満であること
- ・交付申請時において、夫婦ともに住民基本台帳の住所が市内の同居する住居となっていること
- ・他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと
- ・過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと（他の市町村を含む）
- ・夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ・夫婦ともに暴力団員等でないこと

補助対象経費

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った次の費用
- ・住居費…住居の取得費、賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
 - ・リフォーム費用…修繕、増築、改築、設備更新等の工事に係る費用
 - ・引越費用…引越する際に引越業者又は運送業者へ支払った費用

手続きの流れ



資格認定申請時の書類

申請書に次の書類を添えて東金市役所企画課へ提出してください。

- ・婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- ・所得証明書又は非課税証明書（夫婦各1通）…※
- ・貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
※個人情報確認同意書を提出した場合は、提出を省略することができます。

交付申請時の書類

資格認定を受けた後、申請書に次の書類を添えて東金市役所企画課へ提出してください。

- ・新婚世帯の住民票の写し…※
- ・新婚世帯が市税を滞納していないことを明らかにする書類…※
- ・誓約書
- ・住宅の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し（住居費を申請する場合）
- ・住宅手当支給証明書（住居費を申請する場合）
- ・リフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し（リフォーム費用を申請する場合）
- ・各補助対象経費を支払ったことが分かる書類（領収書等）の写し
※個人情報確認同意書を提出した場合は、提出を省略することができます。

受付開始日

資格認定申請、交付申請ともに令和6年4月1日（月）から開始

申請期限

- ・資格認定申請…令和6年度末まで
- ・交付申請…予算額に達した時点で受付を終了します

問合せ先

東金市役所 企画課 企画係 ☎0475-50-1122
<https://www.city.togane.chiba.jp/0000011171.html>

申請書等の様式は窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

